

兵庫大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

兵庫大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、兵庫大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の建学の精神である「和」に基づき大学の使命・目的が定義され、「個性豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」を行うことを軸とし、各学部・学科の使命・目的及び教育目的に反映され、大学学則及び大学院学則に簡潔かつ具体的な内容として表記されている。また、これらは大学ウェブサイトや学生便覧、「教育方針」の冊子、あるいは卒業・入学式や年度始めの説明会などを通じて学内外へ表明されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、大学の三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されているほか、「第1次中期計画（平成22(2010)年度～平成26(2014)年度）」（以下「第1次中期計画」）及び「第2次中期計画『Vision2019』」（以下「Vision 2019」）を定める過程においても、それらをもとに大学の進むべき方向を見出しており、各学部・学科及び研究科の専門性や教育研究分野に沿った教育研究組織を構成する上で重要な指針となっている。

「基準2. 学修と教授」について

一部学科で収容定員充足率が思わしくないものの、三つの方針に基づき、多様な入試形態を擁した入学者の受入れとともに、各学部・学科の教育課程はカリキュラムマップに落とし込まれ、科目のナンバリングやシラバスにおける教授内容と成績評価の明確化と合わせて、学修者にとって分かりやすい教育研究体系となっている。

学修支援体制については、チューターやTA(Teaching Assistant)を配置し、入学前や入学後教育、履修や普段の学修の指導が行われているほか、「学習支援センター」を中心に個別相談や基礎学力の向上を図る指導がなされており、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)の取組みとともに、学修者の立場での教育体制を整えている。就職支援指導や経済的援助についても同様である。

「看護・介護研修センター」をはじめとした特徴ある各センターは、学生の学修及び生涯学習拠点として活発な活動を行い、地域の基幹大学としての機能を果たしている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会及び評議員会は、そのもとに置かれる諮問機関である「学園協議会」や日常の業務の意思決定を行う常任理事会や拡大常任理事会との連携を図り、ガバナンスが担保されている。また、大学の教学に関する重要事項については大学運営会議が審議・決定し、常任理事会あるいは拡大常任理事会を経て理事会において最終意思決定が行われている。教育研究に関するボトムアップは、学部教授会及び各種委員会等、大学院では研究科委員会

を置き適切に機能している。

監事による業務監査や会計監査は定期的に行われ、監査報告書は理事会及び評議員会に提出されており、適切な監査体制がとられている。また、事務の執行体制や資質向上の仕組みが整備されており、危機管理に対する取組みも意識され、綿密に策定された財政に関する中期計画を着実に実行し、結果を出すことが期待される。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、「自己点検実施委員会」が中心となり、多くの教職員が関わる体制で実施されており、各評価項目に対する課題の改善進捗状況などを、「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を作成して明らかにし、大学運営会議及び学長が中心になり、それらを教授会や各種委員会等にフィードバックし PDCA を回す仕組みが構築されている。

自己点検・評価の結果については、「自己点検・評価報告書」として大学ウェブサイトを通じて社会に公表し、「自己点検・評価に係る評価結果」「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を学内に開示し学内共有にも努めている。

総じて、「Vision 2019」の策定を機に、建学の精神をはじめ、大学の使命・目的や教育目的の学内外への浸透を更に図りつつ、地域に愛され、質的に信頼される大学としての地位を確固たるものにするために、理事長や学長のリーダーシップのもと、中期計画の定期的レビューや自己点検・評価を行い、アセスメントの確立と、課題を確実にクリアすることに努めている。教育課程や地域における活動が更に深化することが期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域の核となる大学の役割」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

仏教主義に基づく大学の建学の精神「和」に基づき、大学の使命・目的は大学学則第 1 条に「個性豊かな人間性の涵養」と「有為な人材の養成」を行うことが主な目的として明示され、大学院学則第 1 条においては、その精神にのっとり学術の理論及び応用を教授研

究することを、簡潔かつ具体的な内容として表記されている。

各学部・学科及び大学院研究科の教育研究上の目的は、それぞれ大学学則第5条及び大学院学則第4条において、各専門領域における人材育成像とともに簡潔かつ明確に表記されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命を「第1次中期計画」の策定時に定め、「和」の精神に基づいた人間形成と地域社会に貢献する職業人の育成、そして生涯学習の拠点としての大学の役割を定義し、個性や特色を明示している。それらは学校教育法及び設置基準に基づき、大学学則及び大学院学則上に明記され、法令を遵守している。

大学の使命・目的は、中期計画の実行状況評価を、単年度評価（毎年）、中間評価（3年目）、総括評価（5年目）と分けて実施する中で、大学の改組転換を行い、社会の変化や求められる人材のニーズに対応しつつ確認を行っており、現在進行中の「Vision 2019」においては、ボトムアップとトップダウンのバランスを一層図り、組織をあげて変化への対応力を高めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学則の改廃は、教授会及び大学運営会議における承認の後、理事会にて最終決定するプロセスを経ており、大学の使命・目的及び教育目的は、教職員の理解と支持を得ている。また、それらは入学式の学長式辞に盛込まれているほか、全学生に配付される宗教教育ガイドブックや「兵庫大学創設物語」、学生便覧や大学ウェブサイト、「教育方針」の冊子に明示され、教職員に対しては年度始めの説明会や、賀詞交歓会、新任教職員研修会の際に理事長や学長から説明が行われ、学内外への周知が図られている。

「第1次中期計画」及び「Vision 2019」の中で、使命・目的及び教育目的を軸に目指す大学像を明確にし、改革の方向性を定め、大学の三つの方針にもそれらが反映されている。また、各学部・学科及び研究科が持つ使命・目的及び教育目的に応じて、その専門性や教育研究分野に沿った教育研究組織を構成している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

大学案内、入学試験要項、大学ウェブサイトにて学部・学科ごとのアドミッションポリシーが明示され、進学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等で周知を図っている。これらのアドミッションポリシーに基づき、一般入試、公募推薦入試のほか、「地域密着型入試」「経済支援型特別入試」等の多様な入学者選抜を実施している。

入学者の選考方法については「学生募集・入試制度検討委員会」及び学科会議にて検討し、大学運営会議で決定している。合否判定については、各学部入試委員会及び教授会の議を経て、学長が議長を務める大学運営会議で決定している。入試問題の作成は大学自らが行っている。

収容定員充足に向けての取組みが行われており、特に附属高校からの入学者確保の努力が続けられている。

【改善を要する点】

- 健康科学部栄養マネジメント学科、生涯福祉学部社会福祉学科及びこども福祉学科の収容定員充足率が0.7倍未満であり、改善が必要である。

【参考意見】

- 平成28(2016)年度改組によって開設された現代ビジネス学部現代ビジネス学科については、収容定員充足状況に向けた継続的な取組みが望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学生便覧「Campus Guide 2016」や「キャンパスガイド&シラバス（大学院）」に、大学及び大学院の教育目的を踏まえた教育課程編成方針が明示されている。各学部・学科のシラバスには科目ナンバリングが付されたカリキュラムマップが掲載され、各授業科目との関連付けが明示されている。健康科学部看護学科では、「地域医療福祉研修センター」に設置されている高機能シミュレーション教育システム（SimMan 3G や Sim Baby）を用いた患者事例に基づくシミュレーション教育を展開している。

授業方法の改善や学修推進に向け、アクティブ・ラーニング事例発表会等により学科を越えた FD 研修を行っている。また学生理解についてのテーマを中心としたワークショップ「教員カフェ」を実施している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「兵庫大学ティーチング・アシスタント規程」及び「兵庫大学・兵庫大学短期大学部チュードレント・アシスタント規程」に基づき学生教育の支援体制を整備している。学生一人ひとりに演習担当者またはチューターとして助言教員を配置し、学修及び授業支援の体制を整えている。新入生には「フレッシュマンセミナー」を実施し、履修・学修指導等の学修支援を実施している。また AO 入試及び推薦入試合格者を対象に学修意欲の維持・向上、動機付け支援として「入学前フォローアッププログラム」を実施している。「学習支援センター」では文系及び理系の元高校教諭の職員が常駐し、学修個別相談や指導等のさまざまな支援を行っている。兼任教員を除く全学部学科教員に対して週 1 回 90 分以上のオフィスアワーを義務付けている。学業不振や学業不適應等の学生への対応として、平成 26(2014)年度から転学部・転学科制度を導入している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位の認定、成績評価基準については大学学則に定められ、学生便覧「Campus Guide 2016」に明示し学生に周知している。進級及び卒業要件は各学部履修規程に定められ、学生便覧「Campus Guide 2016」に明示している。他大学、短期大学部等で修得し申請のあった単位については、編入学及び再入学の場合を除き 60 単位を超えない範囲で教務委員会及び教授会の議を経て学長が当該単位を認定している。

大学院研究科の修了要件、成績評価方法は、大学院学則及び「キャンパスガイド&シラバス(大学院)」に明示されている。修了認定及び学位授与については学位規程として定められ、研究科委員会の議を経て学長が決定することが明示されている。GPA(Grade Point Average)制度は各学部・学科開設当初から導入され、就学指導や学修努力の意識付け、教育懇談会での面談資料などに活用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

進路・就職相談、キャリア支援については、教学部学生支援課や教学部長を委員長とする「就職推進委員会」において組織的に対応している。卒業年次別進路・就職状況をまとめ、大学ウェブサイトの「教職員専用ページ」に公開して情報を共有している。管理栄養士、看護師、社会福祉士の各国家資格取得に向けた多岐にわたる取組み及び対策を実施している。全学部・学科共通教育科目「私のためのキャリア設計」を1学年I期(前期)に置き、キャリア形成に向けたキャリア教育を早い時期から進めている。その他に、「学内合同企業研究セミナー」や「就活バックアップセミナー(就職支援合宿)」「学内企業説明会・選考会」を開催している。教育課程内外を通じて各学部・学科においてインターンシップ制度を積極的に進めている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーに基づき、身に付ける能力を具現化した「カリキュラムマップ」を作成し、シラバスは各学部・学科において内容等を確認し教育目的と齟齬がないように点

検を行っている。成績配付時に学生アンケートを実施し、学生がどの程度ディプロマポリシーに基づく能力向上を実感しているかを調査し、教育目的の達成状況を検証している。

学期末に全授業において授業アンケートを実施し、担当教員にフィードバックすることで授業改善に反映させている。また、全学科で「授業公開」を実施し、授業目標の達成、授業方法や授業運営について相互に学び合う機会を提供している。

演習のアドバイザー及び科目担当の教員が学生の履修状況の把握と進捗管理を行い、教員間での意見交換により適切な指導を行うよう努めている。また、初年次教育については事前及び事後調査を実施し、学生の満足度が高いことが確認されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービスは教学部学生支援課や健康管理センターの設置、担任、演習担当者、チューターを配置し適切に機能している。学生相談室では他者と対面しないような構造的な配慮がなされ、健康相談の実施等や健康に関する啓発活動も適切に行われている。経済的支援として学内外の各種給付型・貸与型奨学金制度を導入し、入試においては、「経済支援型特別入試」を導入して経済的負担の軽減を図っている。学費納入に関しては、4ヶ月間の延納制度がある。学生の課外活動支援として、体育系 31 団体及び文化系 20 団体における加盟登録費や活動経費の一部を支援し、特に漕艇部や女子駅伝部を含む 5 団体を強化指定クラブとして指導者の雇用、練習環境整備、合宿・遠征などに係る経済的支援も行っている。また、「キャンパス・リフォーム委員会」を開催し、学生からの授業や学内の施設整備等への意見・要望をくみ上げて学生生活の改善に活用している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準において求められる教授数を満たし、かつ同基準で定める必要専任教員数及び「教職課程認定基準」「管理栄養士学校指定規則」「保健師助産師看護師学校養成所指定規

則」「指定保育士養成施設指定基準」における必要専任教員数をいずれも満たしている。専門科目における専任教員担当比率が高く十分な指導体制であり、年齢バランスも適正である。

平成16(2004)年度より「教員評価制度」が導入され、厳粛に実施し、FD・SD研修においては、新任教職員研修会や初年次教育の実践状況の把握、授業アンケート、授業公開なども積極的に実施され、アクティブ・ラーニングに関する事例検討にも取り組んでいる。

教養教育の充実と質の向上を目的として「共通教育機構」が設置され、専門教育との連携を図りながら学科長会議においてカリキュラム編成の検討と体制の整備をしている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

短期大学部と共用の加古川キャンパスは、設置基準上必要とされる面積を十分に満たしており適切に整備されている。「学修基盤センター」において図書館サービスとコンピュータサービスを一体化し、ラーニング・コモンズ、グループ学修室などが設置され最新のIT環境を提供しており、利用者が多く有効に機能している。「メディカルシミュレーションセンター」及び「看護・介護研修センター」を包含した「地域医療福祉研修センター」を設置し、学生教育はもとより自治体や地域医療機関と連携したシミュレーション教育システムを学外者にも提供している。施設・設備の安全確保のため保守点検及び警備業務は適切に管理され、学生及び教職員対象の防災訓練も実施されている。

授業を行う学生数については、規則に従って適切な学生数のクラス編制を行い、「英語」等では習熟度別にクラス編制するなど可能な限り教育効果を配慮した少人数授業を実施している。

【優れた点】

○「看護・介護研修センター」は、訪問看護、訪問介護に係る体験学習等の機会を提供し、従事者等の在宅ケアスキルの向上と新たなスキルの開発支援を行っていることは、大学の使命・目的を具現化する上で重要な役割を担っており、高く評価できる。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 3 条において、建学の精神である「和」に基づく法人の教育目的のもと、経営の規律と誠実性の維持を明確にしている。また、寄附行為第 17 条及び 20 条に基づき理事会及び評議員会を定期的に開催している。

監事による業務監査や会計監査を定期的を実施し、その結果として監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。なお、人権教育の取組みは、各種研修会や講演会を定期的に行い、ハラスメントに関しては、小冊子「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を全教職員に配付している。

「危機管理に関する規程」「防災管理規程」及び「個人情報の保護に関する規程」を整備している。また、教育情報の 9 項目及び財務情報についても法人の広報誌「別冊あおぞら」及び大学ウェブサイトにおいて公開している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 17 条において、理事会を最高意思決定機関として位置付け、法人及び設置校の管理・運営に関する重要事項を審議、適切かつ円滑に運営している。理事会の諮問機関として「学園協議会」を備え、法人運営の諸課題について審議・立案等を適宜行っている。また、管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室）が担い、「法人事務局事務分掌規定」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画・調整等を行っている。

なお、常任理事会は、使命・目的の達成に向け意思決定を適切に進めるため「理事会会議規則」に基づき、理事長、学長及びその他の学内理事に加え、大学の部局長、併設校教頭及び事務長等で構成する「拡大常任理事会」として、理事会の議案のほか、学校法人の日常業務全般について機動的に協議・決定を行えるよう月 1 回定例開催されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「兵庫大学学則」及び「兵庫大学教授会規則」に基づき、学長は教授会の議を経て学生の入学・卒業、学位の授与、退学・停学・訓告処分を決定している。また、学長のもとに副学長 2 人と学長補佐 1 名を配置するとともに、事務組織としての学長室を含め各担当間で役割が明確であり、有機的に業務が行われ、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。なお、「兵庫大学等大学運営会議規程」に基づき、学長・副学長・学長補佐・学部長（研究科長、兵庫大学短期大学部長含む）・事務局長・事務部署部長・附置機関長で構成される大学運営会議を置き、大学の最高意思決定機関として、基本的事項を審議・決定している。そして、学長は常任理事として、理事会にて大学運営会議での決定事項を提案し、理事会としての審議・決定を受けている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学校法人業務の最高意思決定機関としては理事会、大学における教学に関わる重要な事項については大学運営会議で審議され、理事長及び学長がリーダーシップを持ち、法人及び大学の運営に関与し意見を徴する仕組みができています。また、理事長と学長、副学長、法人事務局長、事務局長らの意見交換の場として「月例懇話会」を月 1 回定例開催して意思疎通と連携強化面を補完している。

なお、ボトムアップとして、教育研究に関する運営においては学部教授会（大学院では研究科委員会）、学科長会議、学科会議、各種委員会を置き適切に機能している。一方事務運営においては「課長連絡会議」を置き情報共有化を図り、各会議議事録等を通じて理事長や学長に的確・円滑に意見等が届く仕組みが整っている。

監事、評議員は、寄附行為に基づき選任され、監事監査の実施及び評議員会の開催は適切に行われている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「兵庫大学組織運営規程」により事務組織とその運営の必要事項を定め、「兵庫大学事務分掌規程」により、大学事務局長のもとに、学長室、事務局、教学部、健康管理センター、学修基盤センター、高等教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジを設置し、効果的に業務を執行している。

事務局には総務課、経理課、管理課が置かれ、総務課のもとに事務サポート室が設置され、教学部には入学課、教務課、学生支援課、学事課が置かれ、教務課のもとに実習事務室が設置され、学修基盤センターのもとに学習支援センターが置かれるなど、機能的な管理体制が構築されている。

なお、職員においては、資質向上の取組みや内部研修会、各職員の階層に応じて派遣する官公庁、大学等団体や民間研修機関などでの多様な外部研修会へ参加し、その研修の内容について「課長連絡会議」にて報告を行い、研修の情報共有をしている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

綿密な財政中期計画を立案しているが、平成 28(2016)年度の入学者の減少より財務状況は悪化している。しかし、中期計画を着実に進め、学生確保に向けた取組みにも成果が表れていることから、今後、健全な財務運営に向け更なる努力に期待する。

安定した財務基盤確立のために、収入増加策としてエクステンション・カレッジによる講座収入及び科学研究費助成事業等の外部資金獲得の取組み、抑制策として委託費等の見直しを行っており収支バランスの確保に努めている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、「学校法人睦学園 経理規則」及び「学校法人睦学園 固定資産及び物品管理規則」等の諸規則に基づき、会計処理を適正に実施する仕組みとなっている。

また、予算については、理事会で承認された法人全体の予算編成方針に基づき、大学運営会議が大学の予算編成方針を定め、各部署の意見及び要望を反映できる体制を図り、査定を経て、当初予算・補正予算を編成している。

監事による監査、公認会計士による監査を実施し、適正な会計処理を行う組織体制が構築されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の実施は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 自己点検実施委員会規程」に基づき、大学の使命・目的等に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行える仕組みが整備されている。

自己点検・評価の適切性については、教育水準の一層の向上及び活性化を図るために、「自己点検実施委員会」が中心となり、各評価項目等の自己点検・評価と改善担当部署、主担当を明確にし、できるだけ多くの教職員が関わる体制で実施されており、大学運営会議で評価結果及び改善事項が検討され、その評価結果を教授会や各種委員会等にフィードバックしている。

自己点検・評価の周期等は、「Vision 2019」も含め、定期的に現状分析及び課題解決に向けた自己点検・評価を行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

日本高等教育評価機構の評価基準を準用した根拠資料及びエビデンス集（データ編）に基づき、透明性の高い自己点検・評価が行われている。

自己点検・評価活動に限らず、実態を把握するために「授業評価アンケート」「学生生活・実態意識調査」などのデータの収集や、IR(Institutional Research)活動として、卒業生の満足度、学びの充実度などを調査するために「卒業時アンケート」を行い、教育活動等の改善を図るためデータの分析を行っている。

また、「自己点検・評価報告書」はホームページを通じて社会に公表し、「自己点検・評価に係る評価結果」「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を学内に開示し学内共有に努めている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価において、担当基準項目ごとにより多くの教職員が関わる仕組みを構築し、自己点検・評価の結果の活用のために「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を用い、改善を要する事項及び課題の進捗状況を明らかにすることにより、学内の自己点検・評価に対する理解の共有を図っている。

また、大学運営会議及び学長が中心に、進捗状況の確認及び課題等解決に向け、実質的な自己点検・評価の結果の活用のための PDCA 構築に積極的に取り組んでおり、教育研究をはじめ大学運営の向上につながる仕組みが構築され、機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域の核となる大学の役割

A-1 地域の核となる大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知（情報の共有）

A-1-① 使命・目的に基づき地域の核となる大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知

A-2 地域の核となる大学の具体的な役割の内容

- A-2-① 地域における生涯学習の拠点となる活動（エクステンション・カレッジ事業）
- A-2-② 地域での学びや活動（課程外教育、ボランティアなどを含む）を通しての学生の成長
- A-2-③ 加古川市をはじめとする近隣の自治体や各種団体、及び企業との連携

A-3 大学の役割に関する評価

- A-3-① 地域での学びや活動に対する学生への評価（評価方法の確立を含む）
- A-3-② 生涯学習、産学官連携等、地域での活動に対する大学内部及び、外部評価（評価方法の確立、PDCA サイクルの実現を含む）学生の成長

【概評】

大学の使命達成のために「生涯学習機会の拠点確立」と「地域社会との連携促進」を掲げ、「第1次中期計画」及び「Vision 2019」において地域に根ざす大学として自らを明確に位置付け、大学ウェブサイト等で学内外に周知している。近隣の自治体や関連団体等と協定を締結し、地域における生涯学習の拠点としてエクステンション・カレッジをキャンパス内に開設している。エクステンション・カレッジでは年間87講座の実施に加えて企画増が予定されており、教職員の地域活動への参画も短期大学部と合わせて講師派遣及び委員委嘱受入れが積極的に行われ、施設の開放もしながら地域交流が図られている。特にメディカルシミュレーションセンターや看護・介護研修センターの施設を利用した質の高い教育サービスを地域に提供していることは高く評価され、今後更に収益性を考慮した持続的な運営が望まれる。

「大学と地域との連携推進懇談会」は「学生の、学生による、学生のための」懇談会と銘打ち、司会、地域貢献の事例報告やプレゼンテーション、ワークショップ及び、展示ブースでの紹介等を学生が担当し、学生の学びと成長を促している。またチャレンジショップ「かつめしLABO」の出店事業、高校生と大学生と地域住民が参加するワークショップ「熟議 in 兵庫大学」などのユニークな地域連携活動は世代間交流と多くの学びが促進されており高く評価できる。これらの活動を検証するために参加学生に対して「自己認識シート」を用いて事前事後のアンケート調査が実施されおり、PDCA サイクルも機能しており、更に外部評価（地域評価）も検討されており、地域連携活動が今後より一層発展していくことが期待される。

